

## 令和8年 第1回農業委員会議事録

令和8年1月26日午後3時00分に第1回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 齊 藤 智 実	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊 勢 村 孝 之
13 番 石 川 富 士 太 郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 報第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 議第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について       |
| 議第 2 号 | 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について         |

## 令和 8 年 第 1 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 8 年第 1 回通常総会を 1 月 2 6 日（月）市役所大会議室において午後 3 時 0 0 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。5 番西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 8 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年と違いまして今年は、雪が尾花沢にふさわしいといえますか、冬らしい正月を迎えられたと思います。まだ雪が降り続くと思いますので、除雪作業中や屋根の雪下ろし作業中の事故等には十分注意して作業にあたられますようお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和7年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、1番齊藤智実委員、2番近藤剛委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は5件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ貸借するものが3件、別人への売買が1件、貸借契約を解約し同人へ売買するものが1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第1号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が12件、賃貸借権の設定が18件です。

3頁から6頁が所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが5件、相手方の要望によるものが1件、高齢化による経営縮小が1件、耕作不便によるものが1件、参加法人への譲渡出資が1件、自作地相互交換が2件、分家独立した子への贈与が1件です。

7頁からが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが10件、労力不足によるものが3件、高齢化による経営縮小が2件、耕作不便によるものが2件、相手方の要望によるものが1件です。

No.1からNo.30は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、昨年4月より国より示されております農業関係法令の遵守確認ですが違反がないと申告を受けております。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第2号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

富樫主査。

(事務局 富樫主査)

それでは、議第2号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。議案書15頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、賃貸借設定が11件、貸借権移転が8件です。

申請地は農振農用地区域内が116,081㎡で、このうち尾花沢地区の地域計画に含まれている農地が17,433㎡、福原地区の地域計画に含まれている農地が5,044㎡、宮沢地区の地域計画に含まれている農地が14,071㎡、玉野地区の地域計画に含まれている農地が16,023㎡、常盤地区の地域計画に含まれている農地が63,510㎡です。

対象人数は、賃貸借が出し手8名、受け手6名、使用貸借が出し手2名、受け手2名、貸借権の移転が出し手10名、受け手3名になります。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。

16頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の1号から6号までの各号の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和8年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時13分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和8年1月26日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_